

【別紙 1】

令和 7 年度鳥取県人権文化センター啓発動画制作業務委託仕様書

1 委託業務名

令和 7 年度鳥取県人権文化センター啓発動画制作業務

2 委託業務の目的

鳥取県人権文化センター（以下「センター」という。）の公式 YouTube チャンネル https://www.youtube.com/channel/UCLVfKLo_iLJPff33vmD7amsw での配信や、各種人権啓発事業に活用できる啓発動画を制作し、より多くの人に啓発メッセージを届ける。

3 委託契約金額の上限額

金 1,126,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

5 業務内容

（1）動画制作

ア 啓発動画の制作（1 本）

タイトル： コムニカチオ 4×4 （← 読み方 フォー バイ フォー）
～人権尊重のコミュニケーション 4つの姿勢と 4つの実践ポイント～

イ センターが所有する既存のデータを各啓発動画に挿入

センターが所有するオープニング動画（約 8 秒）及びエンディング動画（約 5 秒）のデータを、上記アの動画本編の前後に挿入して完成とする。なお、オープニング動画及びエンディング動画の内容は、センター YouTube チャンネルに掲載する下記の動画から確認すること。

- バイアス、ミナオス？ (YouTube.com)
- 大人のための 10 の心得 ～子どもの思いを引き出し受けとめるために～ (YouTube.com)
- HOPE! (ほーぷ) － 地域でともに進める合理的配慮－
- それもあなたの「キャリア」になる－職場のハラスメントとの向き合い方－

（2）留意点

ア 受託者は、イラストや CG、アニメーション、スライド等の作成、音楽（BGM）や音声（ナレーション等）の付加、字幕やテロップの付加等の編集作業等、動画制作に係る作業の一切を行うこと。

イ 啓発動画については、参考資料「令和 7 年度鳥取県人権文化センター啓発動画の内容について」を基に制作すること。

ウ 啓発動画については、10（1）～（3）に示すセンターの人権啓発キャラクター（以

下、「キャラクター」という。)のイラストを使用してもよいこととする。その際、キャラクターの画像データ(JPEG及びPNG)はセンターに別途要請し、電子メールで受け取ること。また、新たに「ふらっちょー」「とり助」のイラストを描くにあたっては、既存のイラストを参考にすること。

- エ 本業務に使用する素材は、センターが提供するキャラクターの画像データ以外のものは、原則、受注者が調達するものとする。なお、フリー素材の使用も可とするが、全体の調和や統一性を保つこと。
- オ 音楽用素材の使用については、原則、オリジナルかフリー音源を使用する等、著作権上の問題が発生しないようにすること。著作権の許諾が必要な場合は、手続等を受託者において行うこと。
- カ 動画に字幕を挿入すること。字幕は、見やすい色、フォントで作成すること。
- キ 制作した動画はYouTube等のWebサイトにアップロード可能で、画像・音声が鮮明に視聴できる仕様にすること。

6 制作物の内容

(1) 啓発動画

- ア タイトル コムニカチオ 4×4 (← 読み方 フォー バイ フォー)
～人権尊重のコミュニケーション 4つの姿勢と4つの実践ポイント～
- イ 時間 8～9分程度
- ウ イメージ 親しみやすく洗練されたもの

- エ 目標 県民の方々が、家庭や地域・職場などで行っている自分のコミュニケーションスタイルを振り返り、他者の人権を尊重したコミュニケーションの大切さを理解して、動画内に示す4つの姿勢と4つの実践ポイントを身に着けること。

- オ 掲載内容 参考資料「令和7年度鳥取県人権文化センター啓発動画の内容について」を参照

(2) 規格

- ア 画面縦横比 16:9
- イ 画質 フルHD
- ウ 形式 当センターホームページやYouTubeにアップロードするため、インターネット上でも配信可能なデータ形式とすること。

(3) 校正

受託者は、各段階でセンターと協議しながら動画を制作し、センターの修正指示や校正に随時対応すること。

7 成果品の納入について

(1) 受託者は、次のア、イのとおり成果品を納入すること。

- ア インターネット配信用
 - ・マスター 1枚
 - ・センターのホームページやYouTubeで配信可能な動画形式とすること。

イ 配布用DVD（ケース及び盤面にタイトルラベル付き）

- ・マスター 1 枚
- ・コピー 29 枚
- ・一般的なDVDプレイヤー、パソコンで視聴可能な形式にすること。
- ・各DVDに啓発動画を記録し、1 枚ずつケースに収納すること。

(2) 納品日

令和8年3月16日（月）午後4時まで

(3) 納入場所

〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町 21 番地

鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）2 階

公益社団法人鳥取県人権文化センター

8 権利関係

- (1) 本業務による出版権及び著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、全てセンターに帰属するものとし、受託者はセンターの許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。

(2) 所有権及び著作権について

ア 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

イ 委託業務に関する所有権及び著作権は、原則としてすべてセンターに帰属することとし、企画、画像、音楽等の権利関係を調整すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、センターは権利留保物を非独占的に使用できることとする。

ウ 使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

エ 受託者は制作物について、センター及びセンターが指定する第三者に対して著作者人格権を行使しない。

オ センターは、制作物を人権啓発事業に広く無償で利用できるものとし、その使用範囲には次の行為も含まれるものとする。

（使用範囲）

ホームページ、YouTube 等インターネット上での公開、各種研修会での視聴、制作物の加工、各種印刷物・研修用スライド等への掲載、第三者へのデータ提供

9 留意事項

- (1) プロポーザル審査会からの附帯意見及び対応方針については本業務の実施に当たって必ず反映すること。

- (2) 受託者は、センターの承認を受けないで、再委託をしてはならない。また、センターは、次のいずれかに該当する場合は、再委託の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

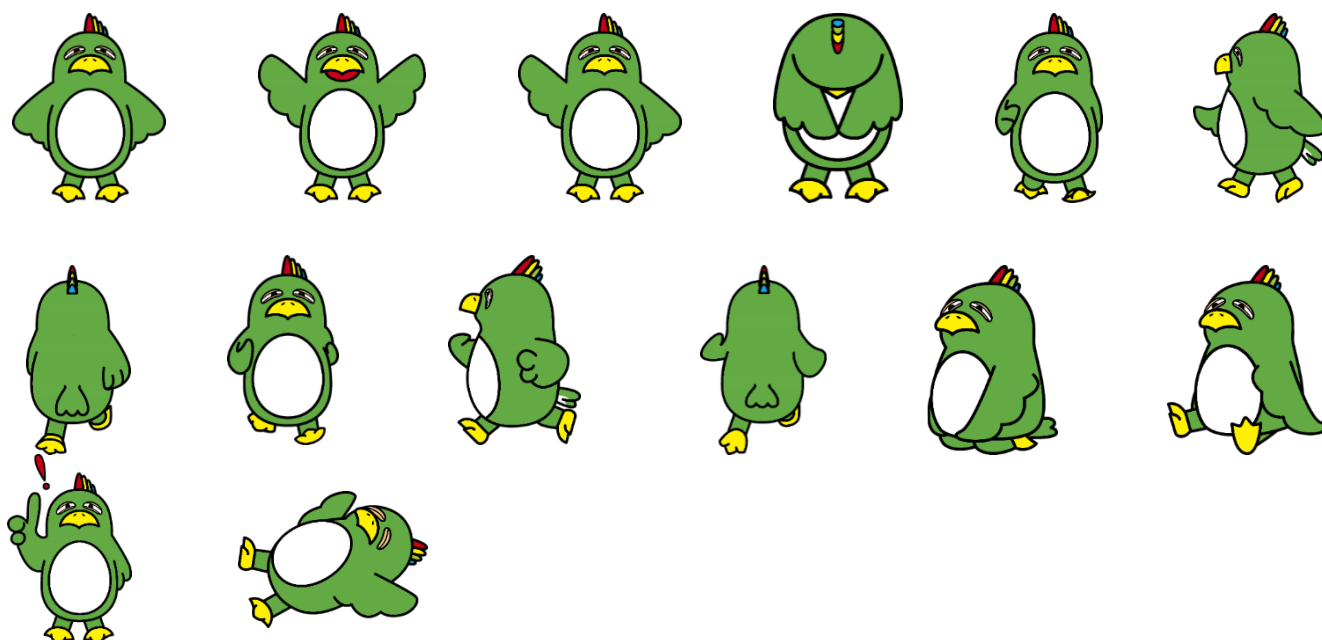
ア 本件業務を一括して第三者に再委託する場合。

イ 再委託する業務に企画、管理、技術判断などの主たる業務が含まれている場合

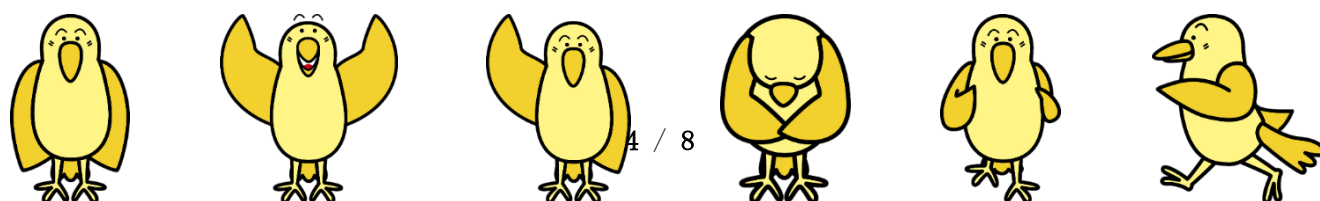
- (3) 受託者はセンターの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、センターに対して責任を負わせなければならない。
- (4) 受託者は本業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。
- (5) 受託者は、本業務に関し知り得た情報を漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。なお、本業務の契約が終了し、又は解除された後についても同様である。
- (6) 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、センターがその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、センターは、受託者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。
- (7) 受託者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関しセンターまたは第三者に損害を与えたときは、その損害を補償しなければならない。
- (8) その他、本仕様書及び企画提案書に明示のない事項及び疑義等については、受託者とセンターの協議により定めるものとする。

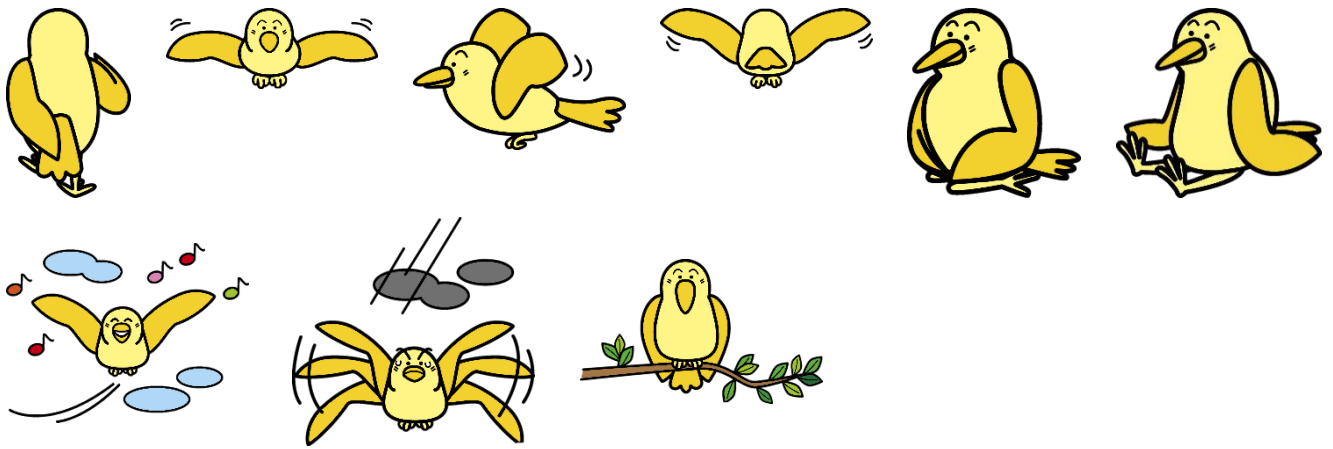
10 「ふらっちょー」及び「とり助」のイラスト

(1) ふらっちょー



(2) とり助





(3) ふらっちょーととり助



個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 受注者は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 受注者は、センターの承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめセンターが書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、受注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、受注者は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関するセンター・受注者間の個人情報の引渡しは、センターが指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 受注者は、業務を行うためにセンターから個人情報の引渡しを受けるときは、センターに対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 受注者は、センターの承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うためにセンターから引き渡され、又は受注者が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 受注者は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、センターと同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 受注者は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがある

ことを知ったときは、当該事故の発生に係る受注者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちにセンターに対し報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 センターは、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第 10 条 受注者は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちにセンターに対し返還し、又は引き渡すものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、センターが別に指示したときは、受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、受注者は、個人情報の廃棄に際しセンターから立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

- 4 受注者は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、センターの求めに応じて、当該記録の内容をセンターに対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第 11 条 受注者は、センターが定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第 5 条第 1 項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第 12 条 センターは、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、受注者（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

- 2 センターは、前項の目的を達するため、受注者に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第 13 条 受注者の責めに帰すべき事由により、受注者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和 4 年鳥取県条例第 29 号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、センターに対する損害を発生させた場合は、受注者は、センターに対して、その損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者又は受注者の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、受注者は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 3 前項の場合において、センターが受注者に代わって第三者の損害を賠償したときは、受注者は遅滞なくセンターの求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 14 条 センターは、受注者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第 15 条 受注者が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第 2 条第 1 項第 6 号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第 2 条から前条までと同様とする。